

現物給与の価額Q & A

－ 現物給与に関するよくある質問をまとめました －

Q1：現物給与とはどのようなものか？

A：給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。
現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

Q2：このたびの現物給与価額の改定は、どこが変更になったのか？

A：43都道府県において、食事の現物給与価格が、すべての都道府県において、住宅の現物給与価額が変更になりました。

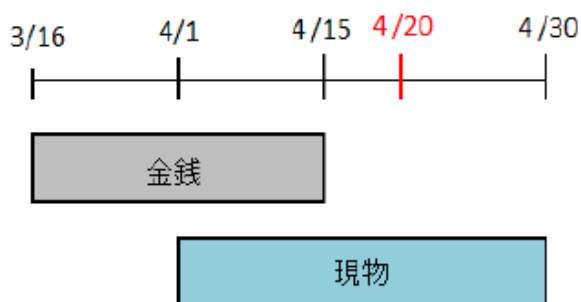
Q3：現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当するのか？

A：「固定的賃金の変動」※ に該当します。
（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）
※「固定的賃金の変動」とは…
昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

Q4：このたび改定された価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

A：現物給与（食事、住宅等）については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

【例】4月分給与（15日締め、当月20日支払）



・現物給与（住宅・食事等）は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1カ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

Q5：勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

A：勤務地であるA県による価額で計算します。
被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。
（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合は「Q6」をご参照ください）

Q6：本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合（本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合）は、本社または支店等のどちらの地域の価額で計算するのか？

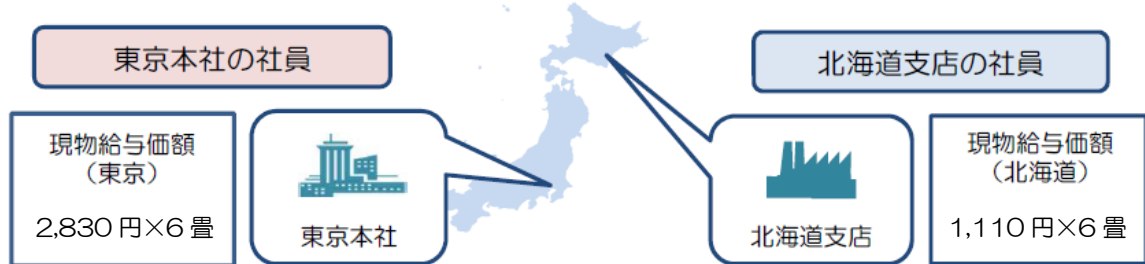
A：それぞれの勤務地による価額で計算します。

通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することとなりますが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。

なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

【例】東京本社において北海道支店を管理している（東京本社において健康保険・厚生年金保険に加入している）場合

・本社、支店における住宅による現物給与（6畳）



Q7：住宅の現物給与価額は1カ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1カ月分の価額により計算するのか？

A：月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

（計算方法）

$$1 \text{ カ月相当の現物給与価額} \times \frac{\text{入居日以降の日数}}{\text{その月の総日数}} \quad (\text{1円未満の端数は切り捨て})$$

【例】：社宅入居日が4月11日（6畳）の場合の現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）

$$2,830 \text{ 円 (畳 1 畳につき)} \times 6 \text{ 畳} = 16,980 \text{ 円}$$

$$16,980 \text{ 円} \times \frac{20 \text{ 日 (入居日以降の日数)}}{30 \text{ 日 (4月の日数)}} = 11,320 \text{ 円}$$

Q8：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

A：含めずに計算します。

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。



Q9：住宅による現物給与で、㎡で表示されている場合、どのように計算するのか？

A：1畳あたり1.65㎡に換算して計算します。

【例】30㎡の現物給与価額の計算方法（東京に所在する事業所の場合）

$$30\text{㎡} \div 1.65\text{㎡} \times 2,830\text{円（畳1畳につき）} = 51,454.5454 \text{（1円未満の端数は切り捨て）} \\ \div \underline{51,454\text{円}}$$

Q10：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収（負担）している場合は、どのように計算するのか？

A：食事代の徴収（負担）額により、以下の①、②のパターンで計算します。

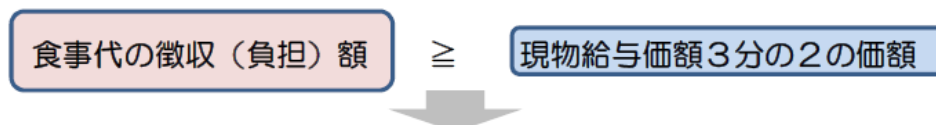
【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収（負担）している場合



現物給与の価額から徴収（負担）額を引いた価額が現物給与価額となります。

- 【例】・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 10,000円（A）
・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 21,600円（B）
・現物給与価額3分の2の価額（ $B \times 2/3$ ）…………… 14,400円
※食事代の徴収（負担）額（10,000円）は、現物給与価額の2/3（14,400円）よりも小さい
●現物給与価額（ $B - A$ ） = 11,600円

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収（負担）している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

- 【例】・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 14,400円（A）
・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 21,600円（B）
・現物給与価額3分の2の価額（ $B \times 2/3$ ）…………… 14,400円
※食事代の徴収（負担）額（14,400円）は、現物給与価額の2/3（14,400円）と同額
●現物給与価額 = 0円

※住宅の家賃等を徴収（負担）している場合は、上記の取り扱いではなく、現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。